

( 整理番号 0422 )

令和4年度 栃木地方最低賃金審議会

第2回 栃木県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和4年10月13日(木) 13時30分～15時30分					
出 席 状 況	公 益 代表委員	出席2人	労 働 者 代表委員	出席3人	使 用 者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主 要 議 題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>ア 今年の地域別最低賃金の引上げ額の31円に1円を上乗せし、さらに、これまで同じ最賃額であった電子部品等及び計量器等の部会と昨年1円の差が出てしまったので、その差を埋めるためプラス1円して33円の引上げを提示。</p> <p>イ 33円が限度であると主張した。</p> <p>(2) 使用者代表委員の見解及び主張</p> <p>ア 物価高騰については十分に理解でき、働く者の生活を守るために引上げが必要であることも理解できるが、材料費の値上げが厳しい中、その値上げの部分が価格に十分に反映できていないため利益を圧迫している。</p> <p>円安で日本経済の行方が不透明な中、労側が初回に提示した61円はととても呑める金額ではないと主張し、25円の引上げを提示した。</p> <p>イ 25円の影響率7.73%の次の影響率8.09%の中で最も金額が高い30円を提示。</p> <p>はん用機械器具等製造業業界は好転していないのに、電気、計量と同額にしなければならぬ理由は見当たらないと主張。</p> <p>ウ 30円が最終提示であると主張した。</p> <p>(3) 結審状況等について</p> <p>労働者代表委員33円の引上げ、使用者代表委員は30円の引上げを提示、これ以上の進展は見込めず公益見解を示すこととなった。</p> <p>公益委員は、労使それぞれの主張を尊重し、その上で、原材料費の急激な高騰や円安による中小企業への経営の影響も考慮する必要がある一方で、物価上昇による労働者の生計費への影響についても考慮しなければならぬとして、現行939円を31円引き上げて時間額970円とする公益見解を提示した。</p>						

協議の結果、労・使共に最終的には公益見解に同意し、現行額を 31 円引き上げて、時間額 970 円(改正発効日：令和 4 年 12 月 31 日)で「全会一致」により結審した。

審議会会長あて報告書(案)について審議し、原案どおり議決された。

審議会令第 6 条第 5 項の適用により、答申文(案)について審議し、原案どおり議決され、引き続き答申された。

- 2 その他  
特になし